

令和2年第5回川西町 議会臨時会会議録

令和2年11月30日 月曜日 午前9時30分開議

議長 加藤 俊一 副議長 鈴木 幸廣

出席議員（13名）

2番 遠藤 明子 君	3番 渡部 秀一 君
4番 寒河江 司 君	5番 吉村 徹 君
6番 島 貫 偕 君	7番 伊藤 寿郎 君
8番 伊藤 進 君	9番 神村 建二 君
10番 橋本 欣一 君	11番 淀 秀夫 君
12番 高橋 輝行 君	13番 鈴木 幸廣 君
14番 加藤 俊一 君	

欠席議員（1名）

1番 井上 晃一 君

説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 山口 俊昭 君
教育長 小野 庄士 君	総務課長 鈴木 浩之 君
未来づくり課長 針 生 富雄 君	政策推進課長 遠藤 準一 君
まちづくり課長 奥村 正隆 君	住民生活課長 佐藤 紀子 君
福祉介護課長 大滝 治則 君	健康子育て課長 金子 征美 君
産業振興課長 井上 憲也 君	農地林務課長・農業委員会事務局長 内谷 新悟 君
地域整備課長 奥村 邦彦 君	会計管理者・税務会計課長 後藤 哲雄 君
教育総務課長 淀野 芳広 君	生涯学習課長 安部 博之 君

農業委員長 大沼藤一君 監査委員 島貫憲明君
会
財政主幹 中山宗隆君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒形信彦 事務局長補佐 大友勝治
主 査 高橋利幸

議事日程（第1号）

令和2年11月30日 月曜日 午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議第78号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4 議第79号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方は1名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第5回川西町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

3番渡部秀一君、4番寒河江 司君。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議第78号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

○議長 日程第3、議第78号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第78号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご提案申し上げます。

提案理由につきましては、特別職に係る期末手当の支給割合を変更するため提案するものであります。

内容につきまして、鈴木総務課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第78号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、お手元の概要書によってご説明申し上げます。

1の制定の趣旨でございます。特別職の国家公務員の給与改定に準じ、本庁の特別職に係る期末手当の支給割合を改定するものでございます。

2の制定の内容であります。こちら町長、副町長及び教育長並びに議会の議員に係る期末手当の支給割合を次のように改定する内容でございます。

こちら、2つの表がございますが、令和2年度、令和3年度別に制定するものでございます。

まず、令和2年度であります。12月の欄をご覧願います。

改定前は1.700の支給割合でございましたが、0.050を減じまして、改定後は1.650にする内容でございます。続いて、令和3年度以降の支給月数でございます。こちらは6月、12月、それぞれ改定をする内容でございます。初め6月につきましては、1.700の支給割合を0.025月減じまして1.675、12月につきましては、1.650を0.025、これを増じまして1.675にする内容でございます。

3の施行期日等ではありますが、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、令和3年度以降の支給割合に係る改定は、令和3年4月1日から施行する内容でございます。

います。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますので、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第79号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長 日程第4、議第79号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第79号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、国家公務員等の給与改定に準じ、本町職員の給与を改定するため提案するものであります。

内容につきまして、鈴木総務課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第79号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、お手元の概要書によって説明を申し上げます。

1の制定の趣旨でございます。国家公務員等の給与改定に準じ、一般職の職員の給与改定するものでございます。

2、制定の内容、(1)給料表の改定、こちらは改定は行わない内容でございます。

(2)期末勤勉手当の改定、こちらは一般職の職員の期末手当について、次のように改定する内容でございます。こちら、2つの表がございます。令和2年度、また令和3年度以降、2つの内容でございます。

初め、令和2年度の支給月数であります、12月の欄をご覧ください。

改定前の期末手当は1.300でございましたが、改定後は0.05月を減じまして1.250にする内容でございます。

続いて令和3年度以降でございますが、こちらは、6月、12月、それぞれ期末手当を改定する内容でございます。初め、6月の期末手当、改定前は1.300、これを改定後は0.025を減じまして1.275、12月につきましては1.250、これを1.275にする内容でございます。

3、施行期日等でございます。公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、期末手当に係る令和3年度以降の支給割合に係る改定は、令和3年4月1日から施行するでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって、令和2年第5回川西町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 9時40分)